

居宅介護支援事業所 重要事項

事業所名

やまと

管理者名

丸山 聡子

所在地

〒379-0133 群馬県安中市原市3533-5 アートリウム原市101号室
電話番号 027-388-0072

事業の目的および運営の方針

- 利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- 利用者の選択に基づき保険・医療・福祉サービスが総合的、効率的に提供されるよう配慮します。
- 利用者に提供されるサービスが特定の事業者には偏らぬよう公正中立に行います。
- 利用者や家族は、居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求められること、当事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が出来ます。

職員数および営業時間

介護支援専門員 1名以上

営業日および営業時間

月曜日～金曜日 午前9時 15 分～午後6時（12/29～1/3 は休業）

指定居宅介護支援の提供方法および内容

- 指定居宅サービス事業者との連絡調整。
- 介護保健施設への紹介。
- 利用者に対する相談援助業務。
- その他利用者に対する便宜の提供。

利用料およびその他の費用の額

交通費(無料)

居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降、法定代理受領により当該事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

通常の事業実施区域

通常は、安中市区域とします。

秘密の保持

業務上知り得た利用者に関する秘密は固く保持します。

利用者及びその家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当学会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援サービスの提供にあたりますが、万が一事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止などの必要な措置を講じます。（保険による賠償等）

苦情処理の体制

居宅サービス計画上のサービス業者に関する苦情については担当者を配置して対応します。

1. 当事業所に対しての苦情
 - ・直ちに担当者が事情を聞くとともに、担当の介護支援専門員からも事情を確認する。
2. 居宅サービス計画に位置づけたサービス事業者に対しての苦情
 - ・直ちに担当の介護支援専門員が、苦情があったサービス事業者に連絡を取り、直接うかがうなどして詳しい内容を聞く。
 - ・利用者の希望を最大限尊重し、場合によってはサービス計画を作成し直す。

苦情担当窓口

やまと	027-388-0072	AM9:00~17:00	相談担当者 丸山 聡子
安中市役所保健福祉部高齢者支援課	027-382-1111	AM8:30~17:15(土・日曜日、祝日を除く)	
群馬県国民健康保険団体連合会	027-290-1323	AM9:00~16:30(土・日曜日、祝日を除く)	

身体拘束の禁止

当事業所は身体拘束を禁止します。身体拘束を見つけた場合速やかに市役所等に連絡します。

虐待の禁止

当事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止の為に、次にあげる通り必要な措置を講じます。

1. 虐待に関する責任者を選定しています。(責任者:管理者 丸山聡子)
2. 苦情解決体制を整備しています。
3. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

医療との連携

利用者様が入院された際は、担当ケアマネージャー・連絡先を主治医に伝えてくださるようお願い致します。

同一事業者によって提供されたものの割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

オンラインツール等を活用した会議の開催

利用者またはその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等(オンラインツール)を活用して行えるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意します。

感染症の予防及びまん延の防止の為の措置

- ・感染症の予防及びまん延を防止するため、つぎの措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延防止の為の従業員に対する研修及び訓練の実施

(2) その他感染症の予防及びまん延防止の為に必要な措置(委員会の設置、指針整備等)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

・男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 従業員に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止の為に必要な措置

業務継続計画(BCP)の策定等

・感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講ずる。

料金

- ・ 居宅介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降一ヶ月当たり以下の金額になります。

要支援 1・2(地域包括支援センターが行う場合)	4,420円
要支援 1・2(指定居宅介護支援事業者が行う場合)	4,720円
要介護 1・2	10,860円
要介護 3・4・5	14,110円

- ・ 以下の場合には利用料金から加算・減算をさせていただきます。

加算名称	単位数・割合
初回加算	300単位/月
中山間等における小規模事業所加算	10%加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%加算
特別地域介護予防支援加算	15%加算
特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位/月
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位/月
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位/月
特定事業所加算(A)	114 単位/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位/月
通院時情報連携加算	50 単位
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月
特定事業所医療介護連携加算	125 単位/月
退院・退所加算	300 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/月

減算名称	単位数・割合
特定事業所集中減算	-200 単位/月
業務継続計画未実施減算(新設)	1%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算(新設)	1%減算

- ・ 居宅介護支援利用料は介護サービスの提供開始以降、法定代理受領により当該事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の方の自己負担はありません。
- ・ 介護保険適用の場合でも、介護保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。
その場合は一旦利用者の方より一か月あたりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日、市町村の窓口に出しますと差額の払い戻しを受けることができます。
- ・ 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為に準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同様に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

○ 介護サービス計画作成にあたっての情報提供

- ・ 担当介護支援専門員は、介護サービス計画作成するために必要がある時は、介護保険の認定結果、身体状況や生活状況の概況、病名や主治医、居宅サービス計画書等を居宅サービス事業者、介護保健施設の担当者に提示します。

○ 相談、要望等の窓口

- ・ 居宅介護支援に関する相談・要望等は、サービス責任者または担当介護支援専門員までお申し出下さい。

担当介護支援専門員 丸山 裕太

居宅介護支援事業所重要事項・契約書別紙の内容の説明を受け同意し・当該文書を受領しました。

令和 年 月 日

(説明者氏名) _____ 印

(利用者氏名) _____ 印

(代理人氏名・続柄) _____ 印